

証券検査を巡る最近の動向

～証券検査基本方針と最近の指摘事例

平成22年10月27日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 其田 修一

I 平成22年度証券検査基本方針(H22.4.6)

・基本的考え方

～証券検査を取り巻く状況の変化

- **検査対象業者の拡大・増加**
(FX業者、ファンド業者、信用格付業者、無登録業者)
- **世界的金融危機の経験**
(多様な業務を行い、多数の顧客、取引先を抱える大手業者の健全性確保の重要性)
- **ITシステムの金融商品取引への浸透**
(ネット取引、アルゴリズム取引等)

I 平成22年度証券検査基本方針(2)

22年度検査実施方針(環境変化への対応)

・効率的・効果的な検査実施に向けた取組み

【実施面】

- リスクベースの検査計画
- 予告検査の導入
- 双方向の対話の充実
- 検査マニュアルの策定(格付会社)・見直し

【内容】

- 内部管理態勢・リスク管理態勢の検証

【関係先との連携】

- 監督部局のモニタリングとの連携
- 自主規制機関の監査・考査との連携強化
- 捜査当局との連携(ファンド検査)

I 平成22年度証券検査基本方針(3)

22年度検査実施方針(環境変化への対応)

・内部管理態勢・リスク管理態勢の検証

- 市場において重要な地位を占める業者については、リスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢・リスク管理態勢を検証
- システムリスク管理態勢(障害対応、外部委託先管理等)の検証に注力

I 平成22年度証券検査基本方針(4)

22年度検査実施方針(継続的な取り組み)

・投資者保護の観点からの検証

- 投資勧誘等の状況につき適合性原則の観点から検証、また、デリバティブ等の複雑な商品に係るリスクの説明状況を検証
- ファンド業者の検査に引き続き注力、監督部局・捜査当局と連携
- 投資助言業者の法令遵守状況についても引き続き検証

I 平成22年度証券検査基本方針(5)

22年度検査実施方針(継続的な取り組み)

・ゲートキーパーとしての機能発揮の検証

- 市場仲介機能
顧客管理(反社対応等)・・・情報収集態勢、疑わしい取引届出
本人確認態勢
引受審査 ・・・上場適格性の審査
- 法人関係情報の管理(インサイダー取引未然防止)態勢
- 公正な価格形成を阻害する行為の有無、売買管理態勢
見せ玉、空売り規制、DMA

Ⅱ 平成22年度証券検査基本計画

■ 基本的考え方

(1) 原則

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者
⇒ 原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等を検証
- ② 上記以外の業者(流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行う業者等)
⇒ 検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断。

Ⅱ 平成22年度証券検査基本計画(2)

| 区分 | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (実績) | 22年度 (計画) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1種金商業者等 ※1 | 148 | 138 | 157 | 132 | 150 |
| (うち監視委) | (42) | (55) | (34) | (36) | (40) |
| (〃 財務局) | (106) | (141) | (123) | (96) | (110) |
| 投資助言業者等 ※2 | 30 | 24 | 59 | 70 | 随時実施 |
| 自主規制機関 | 6 | 1 | 5 | 5 | 必要に応じて実施 |

※1 第1種金融商品取引業者(登録金融機関を含む)、及び投資運用業者

※2 投資助言・代理業者、第2種金融商品取引業者、金融商品仲介業者等

Ⅲ. 最近の主な指摘事例

証券会社

① 投資勧誘関係

投信乗換えに係る重要事項の説明不備

高レバレッジの不動産ファンドに係るリスクの説明不備

② 売買審査

ファイナンス銘柄の値決め日における取引

内部者取引に係る売買審査

③ 自己売買

社員ディーラーによる見せ玉を使った取引

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(2)

④ システムリスク管理態勢

外部委託先の管理態勢、障害対応

情報セキュリティ管理

トレーディング・システムの管理態勢(フロントで管理)

⑤ 顧客管理態勢

不芳属性顧客との取引の管理

本人確認方法の不備

⑥ 損失補てん

EB債の売れ残り分を時価から乖離した販売価格で買い戻し

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(3)

投資運用会社

① 善管注意義務

物件取得時にアスベストの存在を認識。当該物件取得後に売主に対する管理維持費用の請求を放棄。結果として、投資法人が費用を負担。

② 売買審査態勢

取引モニタリング態勢の不備

- ファンド間売買、関与率等の審査が月次ベース
- 大引け間際の取引状況がモニタリング対象外

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(4)

③ システムリスク管理態勢

外部委託先へログインパスワードを恒常的に付与
委託先による不正アクセスの発生

④ 利益相反管理態勢

物件管理業者の選定にあたり、正当な理由なく利害関係人
を優先

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(5)

投資助言業者

- ① 助言業務の逸脱
ファンド募集、未公開株の勧誘
- ② 業務報告書の虚偽記載
債務超過の隠蔽、助言実績の水増し
- ③ 著しく事実に相違する広告
推奨した銘柄の7割がストップ高
「会員様の声」

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(6)

ファンド業者(第二種業者・運用業者)

- ① 分別管理の未実施、不徹底
⇒出資金の流用、使途不明金の発生
- ② 虚偽の表示・・・ 運用対象、期待利回り
- ③ 無登録業者への名義貸し・・・ 実質支配者等が販売
- ④ 自己の利益優先の運用
投資対象の未公開株を高値で買入れ、差額を自社に還流

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(7)



最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

今回の公表分(平成22年4~6月分)より、毎回、指摘事項の中からいくつかを取り上げ、当該指摘事項に係る留意点等について説明することとします。

各業界等において、コンプライアンスの改善、向上等に向け、参考にして頂けると幸いです。

証券取引等監視委員会事務局証券検査課

1. 証券会社

- ① 法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況

【事実関係等】

- 不動産投資ファンドについて、投資判断に影響を及ぼす重要な事項であるレバレッジリスクを顧客に説明しておらず、投資対象である不動産の価格下落時における出資金の毀損率が、当該価格下落率と同程度であるかのような誤解を顧客に与えた。
- 当社では、当該ファンドの導入時の販売資料の作成等の実務を全て1名の担当者に任せ、内部牽制が機能しない状況となっていた。このため、販売資料へのレバレッジリスクに関する記載が不十分となっていたほか、社内研修においても同リスクに関する説明が行われていなかった。
- 償還金の元本割れが発生した後の顧客への説明対応においてもレバレッジリスクの説明が十分になされておらず、苦情処理態勢にも不備が認められた。
- 部店長等の管理者による営業員の投資勧誘の実態把握は、確認書の記載内容のチェック等表面的なものに止まり、具体的な勧誘内容が把握されていなかった。
- 経営陣は、当該商品導入時に、顧客に対しリスク説明等を十分に行うこと等を決定しているものの、その具体的な実施については担当者任せとし、組織的に対応を行うよう指示をしておらず、上記の状況を看過していた。

【留意点】

- 当該商品のように、投資対象価格の下落幅以上に資金が毀損するレバレッジリスクが内在する商品においては、当該レバレッジリスクは顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項であることから、勧誘時に顧客へ十分に説明する必要がある。
- リスクの高い商品の導入に当たっては、特に商品企画、投資勧誘及び営業管理の各態勢を十分整備する必要がある。また、経営陣はこれらについて担当者任せとせず、各態勢が機能しているか状況の把握・管理に努め、必要な指示を行うことが求められる。

② 投信の乗換勧誘に際し重要な事項について説明を行っていない状況等

| 【事実関係等】 | 【留意点】 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月分配型投信から他の投信への乗換勧誘に際し、売却銘柄の大幅な分配金引上げの事実という顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について顧客に説明していない事例が、多店舗にわたり多数認められた。 ○ 大半の営業管理職において、営業員からの乗換勧誘に係る事前申請の内容確認が形骸化し、不適切な乗換勧誘の状況を看過していた。 ○ コンプライアンス担当部署は、投信の乗換勧誘に係る重要事項の説明状況のモニタリングを行っていないなど、牽制機能が十分に果たされていないかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該乗換勧誘時における売却銘柄の大幅な分配金引上げの事実のように、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項については、勧誘時に顧客へ十分に説明する必要がある。 ○ 内部管理部門等においては、営業員による勧誘状況のモニタリング態勢を整備し、不適切な勧誘行為に対する牽制機能を発揮することが求められる。 |


2. 集団投資スキームを取扱う適格機関投資家等特例業務届出者

○ 第二種金融商品取引業の無登録営業

| 【事実関係等】 | 【留意点】 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社が運営するファンドは、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約の営業者から匿名組合出資を受けていることから、当社が行ったファンドの私募は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たすことなく行われていた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家等特例業務は、法令に定める要件や業務の範囲内でのみ認められる業務であり、これらを逸脱した場合には、登録が必要な金融商品取引業に該当する。同特例業務を行う事業者においては、自ら行う業務が法令に適合しているか十分な確認が求められる。なお、これら事業者に対する検査において無登録営業の実態が認められた場合には、今後も厳正に対処していく。 |

IV. 留意点

- ⇒ 経営陣の意識(収益確保とコンプライアンス)
- ⇒ コンプライアンス部門、内部監査部門の体制、権限
- ⇒ 問題発生→対応・原因究明→再発防止策→実施状況のチェックのサイクル
- ⇒ 情報のアップデート(自主規制機関の議論、当局検査の指摘事例等)
- ⇒ compliance(法令順守)からdiscipline(規律、自制)へ



ご清聴ありがとうございました。
またいつかお会いしましょう。

Thank you for your attention.
See you again.

The end.